

令和 8 年度岡山県臓器移植コーディネーター設置事業に係る
公募要領（公募実施公告）

次のとおり、公募を実施します。

令和 8 年 3 月 2 日

岡山県知事 伊原木 隆太

「令和 8 年度岡山県臓器移植コーディネーター設置事業」については、公益財団法人岡山県臓器バンクを相手方とする委託契約手続きを予定しているが、契約の前に、契約予定者以外の者への参加意思確認を行うものである。

なお、応募者がいない場合は、公益財団法人岡山県臓器バンクと契約手続きを行うこととする。

第 1 事業名

令和 8 年度岡山県臓器移植コーディネーター設置事業

第 2 事業の目的

臓器移植に関し、県民や医療関係者に対する普及啓発及び臓器提供の情報収集等の業務を行う臓器移植コーディネーターを設置することにより、臓器移植の円滑な実施及び推進を図る。

第 3 事業内容

- 1 臓器移植コーディネーターを複数名設置する。ただし、複数名の設置が困難な場合は、事前に県と協議を行い、臓器移植コーディネーター確保に努めること。
また、契約金額についても、人数、期間等を考慮し、減額を行う。
 - (1) 臓器移植コーディネーターは、次の要件をすべて満たす者であることが望ましい。
 - ア 医療有資格者又はこれと同等の知識を有すると認められる者
 - イ 公益社団法人日本臓器移植ネットワークが行う研修を受講し、修了後の試験に合格した者
 - ウ 臓器移植コーディネーターの業務に専任できる者
 - エ 臓器提供事例発生時には夜間・休日においても対応できる者
 - (2) 臓器移植コーディネーターは次の業務を行う。
 - <日常業務>
 - ア 県民の臓器提供・臓器移植に関する理解を深めるための普及啓発に係る事業の推進
 - イ 臓器提供施設の医療従事者等に対する臓器移植に関する制度等についての普及啓発活動

ウ 臓器提供施設等の定期的な巡回

エ 院内ドナーコーディネーター等の育成及び臓器提供に係る医療提供体制や関係機関との連携体制の整備

オ 県内における消防本部、都道府県警察本部、空港事務所等の臓器搬送に係る組織との連携体制の整備

カ 上記ア～オ以外の臓器移植を推進するために必要な業務

<臓器提供可能者発生時業務>

ア 臓器提供可能者（脳死が強く疑われる者を含む）の発生時から主治医及び院内ドナーコーディネーターと連絡を取りつつ、臓器提供の医学的適応の確認等の初動対応

イ 臓器提供可能者の臓器提供に係る意思の確認

ウ 臓器提供に関する説明者として臓器提供可能者の家族に臓器提供・臓器移植についての説明及び臓器提供に係る承諾書の作成

エ 摘出された臓器の搬送又はその手配

オ 関係機関（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク、臓器提供施設、移植実施施設、児童相談所、福祉事務所、警察署、臓器搬送に係る組織、アイバンク等）との連絡調整

カ 臓器提供者の遺族に対し、移植患者の予後の報告を行うなどの礼意をもった対応

キ 臓器移植連絡調整活動（コーディネート活動）の経過等について、公益社団法人日本臓器移植ネットワークへの報告及びあっせんに関わる記録の作成・提出

ク 上記ア～キの業務を円滑に行う上で、臓器提供可能者の発生時に必要な業務

2 別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

第4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第5 契約締結日

令和8年4月1日

第6 契約限度額

13,371,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

第7 応募資格

- 1 事務所所在地が岡山県内であること。
- 2 第3の1の（1）に掲げる臓器移植コーディネーターに必要とされる要件を全て満たす人材を確保していること。
- 3 臓器移植の推進事業を専門的に行っており、臓器移植コーディネーターの業務を円滑に推進するため、臓器提供施設、臓器移植施設、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク及び警察、消防などの行政機関等関係団体からの協力が得られるよう総合的な調整を行う体制を整備していること。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- 5 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

第8 公募手続等

1 公募提出書類の配布期間及び場所

(1) 配布期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 配布場所

下記第9の場所に同じ。また、岡山県保健医療部医薬安全課のホームページからダウンロードすることができる。

2 公募提出書類の提出期間、場所及び方法

(1) 提出期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで（必着）。

(2) 提出場所

下記第9の場所に同じ。

(3) 提出方法

持参、又は郵送（書留に限る。）

(4) 提出書類

- ア 令和8度岡山県臓器移植コーディネーター設置事業公募申請書（様式第1号）
- イ 令和8度岡山県臓器移植コーディネーター設置事業計画書（様式第2号）
- ウ 見積書及び積算内訳（任意様式）
- エ 提出部数 6部（正本1部、副本5部（コピー可）とする。）

第9 委託契約に関する事務を担当する場所

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健医療部医薬安全課臓器移植・薬物対策班

TEL：086-226-7341 FAX：086-224-2133

第10 審査手続き・審査基準

- 1 公募申請書が提出された場合は、別途設置する審査委員会において審査する。
- 2 審査は、提出書類及び添付資料により行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出等を求める場合がある。
- 3 審査項目及び配点は以下のとおりで、これにより100点満点で点数化し、上位一者を委託契約予定者とする。

| 審 査 項 目 | 配 点 |
|---|-----|
| 臓器移植コーディネーターの設置について ・臓器移植コーディネーターとしての経験年数、実績等がすぐれていること。 ・臓器移植に関する専門性の程度がすぐれていること。 | 25 |
| 臓器移植コーディネーターの業務の実施方法について ・具体的な業務計画の内容がすぐれていること。 | 20 |
| 臓器移植コーディネーターの支援体制について ・臓器移植コーディネーターの業務の支援体制(組織の設立目的、役職員、臓器移植の推進に関する活動内容、臓器提供施設等の関係団体との連絡調整等)がすぐれていること。 | 20 |
| 経営基盤について ・収支報告書等の内容がすぐれていること。 | 15 |
| 事業の経済性について ・事業実施に要する経費の経済性がすぐれていること。 | 20 |
| 計 | 100 |

第11 結果の通知方法

前項の審査の結果は文書で通知する。

第12 その他

- 1 本件業務については、令和8年度予算が県議会で可決され、当該予算の執行が可能になった後に契約を締結する。
なお、令和8年度予算が県議会で可決されない場合は、契約を締結しない。
- 2 応募に係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- 3 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- 4 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 5 提出書類は、返却しない。
- 6 提出書類等は、情報公開の請求により開示することがある。